

事 務 連 絡

平成23年4月26日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

福島県内から避難した要介護高齢者等に関する
介護保険施設・事業所等への周知について
(再依頼)

福島原子力発電所の事故に伴い、平成23年3月29日付けの事務連絡において福島県内から避難した要介護高齢者等の受入れについて御協力いただきますよう御連絡さしあげたところで

す。

今般平成23年4月22日付けで、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されましたが、下記のとおり、これまでと同様に避難者の受入れに御協力いただきますよう、改めて管内市町村、各介護保険施設・事業所等に御周知の上、御指導のほどお願いいたします。

- ① これらの区域からの避難者を受入れたとしても入所者や職員等に健康上の影響が生じるおそれはないこと
- ② 受入れに際し、放射線の除染証明書を提示することなどを条件として付さないこと
- ③ 放射線の影響・健康相談を希望する場合の対応等に関する資料は下記ホームページを参考にすること

(参考)

首相官邸ホームページ「各省等の放射線モニタリングの公表状況について」

(<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring.html>)

法務省ホームページ「放射線被曝についての風評被害等に関する緊急メッセージ」

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00008.html)

健康局総務課地域保健室3月23日付事務連絡

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r98520000016899.pdf>)